

# みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年11月10日 午後1時30分～午後2時30分

場 所 みやま市役所大会議室

出 欠 者 出席者 16名 欠席者 2名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

3. 協議事項

1. みやま市の地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見並び  
にみやま市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

4. 報告事項

1. 農地法第5条第1項第8号の規定による届出について

2. 農地法第18条第6項の規定による通知について

3. 使用貸借解約通知について

5. 閉 会

出席委員（16名） 会長 徳 永 順 子

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2番	新 開 文 則	3番	河 野 正 春
4番	河 野 義 明	5番	原 田 龍三郎
7番	野 田 惠 次	8番	加 藤 和 己
9番	岡 田 佳 子	10番	田 崎 明
11番	嶋 芙 沙子	12番	木 下 正 信
13番	大 城 祐 吉	14番	中川原 大 吉
15番	河 野 和 夫	16番	平 川 弘 義
18番	池 田 正 幸	19番	徳 永 順 子

欠席委員（2名）

1番	山 下 秀 徳	17番	内 藤 秋 彦
----	---------	-----	---------

出席推進委員（16名）

座席番号	氏 名	座席番号	氏 名
21番	田 中 良 和	22番	森 静 男
24番	江 崎 須三信	25番	松 尾 正 巳
26番	堤 貴 大	27番	篠 崎 宣 治
28番	上 原 充	29番	松 尾 一 則
30番	柿 原 廣 典	31番	坂 梨 誠 治
32番	河 野 通 成	33番	川 口 広 樹
34番	大 城 政 英	35番	山 下 久 弥
36番	古 賀 勝 利	38番	末 吉 智 宣

本会議に出席した事務局職員

事務局 長	岡 俊 幸
事務局 係長	相 地 智 輝
事務局	江 崎 浩
事務局	田 中 砂 希

## 午後1時30分 開会

### ○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和2年11月定例総会を開会させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

### ○会長（徳永）

[挨拶を述べる]

### ○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

### ○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号1番山下秀徳委員、17番内藤秋彦委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。推進委員は、16名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号14番中川原大吉委員、同じく15番河野和夫委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の相地智輝君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

### ○事務局（江崎）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、親子間の贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（篠崎）

先月24日に現地の確認と書類の精査をしましたが、問題ないかと思われますので、皆様方の御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、使用貸借となっております。

本件は、申請地が市街化区域内に位置しており、経営基盤強化促進法による貸借ができないため農地法3条での申請となっているものです。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○18番（池田）

先月23日、申請書及び現地等の確認をしましたが、地元委員としては問題ないと思われま

すので、皆様方の御審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

○24番（江崎）

法人が預るときの使用貸借権の設定というのは利用権設定が一般的だと思います。この場合は3条の所有権移転貸借になるんですが、先ほどの説明で、ちょっとまだよく理解できませんので確認という形ですけれども、内容というか違いについて説明をお願いいたします。

○議長（徳永）

事務局お願いします。

○事務局（江崎）

利用権設定につきまして、この根拠としましては、経営基盤強化促進法という法律の中に書いてございます。この経営基盤強化促進法につきましては、都市計画法に定める市街化区域内では用いることができないということで定められておりますので、そういう場合につきましては、農地法3条に基づいて貸借の許可を得るということになっております。以上です。

○議長（徳永）

よろしいですか。

○24番（江崎）

はい、いいです。

○議長（徳永）

ありがとうございました。

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○32番（河野）

先月26日に地元委員さんと現地を確認いたしました。贈与ということで、地元委員としては何ら問題ないと考えておりますので、皆様方の御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、親子間の贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○32番（河野）

これも先月26日に地元委員さんと申請書並びに現地を確認いたしました。親子間の贈与ということで、地元委員としては何ら問題ないと考えておりますので、皆さん方の御審議の

ほどよろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の宅地化が著しく進行している区域内に散在する第三種農地に居宅を建築するために転用するものです。

東は宅地、西は道路、北は水路、南は雑種地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜柵を設置し北側水路へ放流します。

生活雑排水については、既存の下水管へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○16番（平川）

11月5日に申請書及び現地確認を、事務局、また農地委員さん、推進委員さん、農業委員ということで確認をしました。地元農業委員としては問題ないと思われまますので、皆様方の御審議方をお願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（河野）

農地委員としても、今、地元委員さんから御説明があったとおり何ら問題ないと思えました。よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第26号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に居宅を建築するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しております。

東は道路、西は宅地、北は道路、南も道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜柵を設置し南側水路へ放流します。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し南側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○16番（平川）

申請書及び現地確認を事務局、また同じく農地委員さん、推進委員さん、農業委員という



ことで確認をいたしました。地元委員としては問題ないと思われまますので、皆様方の御審議方をお願いいたします。以上です。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（河野）

今また御説明がありましたように、ここも委員として、また事務局も見ましたが、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第26号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

みやま市都市計画区域内の第三種農地に居宅を建築するために転用するものです。

東は道路及び雑種地、西は田、北は宅地、南は自己所有の田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、雨水枡を設置し東側道路側溝へ放流します。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し東側道路側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○16番（平川）

これも11月5日に現地確認を事務局並びに農地委員さん、推進委員さん、農業委員さんということで確認をしてきました。地元委員としては問題ないと思われまますので、皆様方の御審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（河野）

農地委員会からですけど、ここもやはり親子関係で居宅を建設するというので、いろいろなことにおいても何ら問題ないと思いました。よろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第26号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号4番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号4番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の宅地化が著しく進行している区域内に散在する第三種農地に居宅を建築するために転用するものです。

東は雑種地、西は宅地及び自己所有の畑、北は宅地、南は自己所有の畑及び道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、雨水枡を設置し南側水路へ放流します。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し南側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（篠崎）

こちらは今月5日、現地の確認と書類を精査しましたが、問題ないかと思われ  
ますので、皆様方の御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（河野）

今、地元委員さんからも御説明のとおり、委員として確認いたしましたところ、何ら問題  
ないと思います。よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第26号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定  
いたします。

続きまして、事務局は、整理番号5番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号5番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

みやま市都市計画区域内の第三種農地に宅地分譲地を建設するために転用するものです。

計画地北西に一部農地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び農区長並びに水利委員からポンプの付け替えをすることと  
の条件付き承諾を得てあります。

雨水排水については、集水桝を設置し道路側溝へ放流します。

生活雑排水については、既設の下水道へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○22番（森）

これも11月5日に地元委員さんと農地委員、事務局と現地において確認いたしましたが、何ら問題はないと思われしますので、よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（河野）

これも森さんのほうから御説明のとおり、また現地も確認しましたところ問題ないと思われれます。皆さんの御審議よろしく願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第26号、整理番号5番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号6番について説明してください。

ここで、農業委員会会議規則第11条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とあります。該当委員はここで退室をお願いします。

〔該当委員 退室〕

○事務局（相地）

整理番号6番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に居宅を建築するために転用するものです。

東は自己所有の田、西は水路、北も水路、南は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、雨水枡を設置し西側水路へ放流します。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し西側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○35番（山下）

去る11月5日に農地委員さんと地元委員と事務局で現地を確認いたしております。地元推進委員といたしましては何ら問題ないと思いますので、皆様方の御審議のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（河野）

農地委員としても、今事務局、地元委員さんの説明のとおり、何ら問題ないと思います。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第26号、整理番号6番を原案どおり承認することに決定いたします。

〔該当委員 入室〕

○議長（徳永）

次に、議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第27号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

議案書4ページを御覧ください。周年契約は、田35万9,937平方メートル、畑6万7,145平方メートル、合計42万7,082平方メートルで、件数は104件、筆数は247筆となっております。

議案書5ページを御覧ください。期間借地は田8万297平方メートルで、件数は18件、筆数は35筆となっております。

内容につきましては、6ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま議案第27号について説明をいたしました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第27号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

続きまして、2. 協議事項、第1号の「みやま市の地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見並びにみやま市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題といたします。

本日は、所管の農林水産課から出席をいただいております。

それでは、計画変更の除外、整理番号1番について説明してください。

**○農林水産課長補佐（坂本）**

皆さんこんにちは。みやま市役所農林水産課の課長補佐をしています坂本です。日頃より農業委員さんや最適化推進委員の皆様におかれましては、みやま市の農業のために御尽力いただきましてありがとうございます。

議案1番からということですがけれども、まず本日協議をお願いするのは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条第1項の規定により、農業振興地域整備計画の変更を行

う際、市長は農業委員会の意見を聞くものとするためです。

本日、全部で12案件、うち除外が8件、編入3件、用途区分変更の1件です。農業振興地域、除外の手続を行う際、申出地が国営かんがい排水事業の受益地である場合につきましては、農業の振興に関する変更、この事業の受益地でない場合につきましては、整備計画の変更と呼びます。今回協議をお願いする案件は、農業振興に関する変更2件、整備計画の変更6件でございます。協議のほどよろしく申し上げます。

それでは、担当より説明いたします。

#### ○農林水産課農政係（有富）

皆さんこんにちは。農林水産課で農振の担当をしております有富と申します。よろしくお願いいいたします。

資料におきましては、こちらの別紙、令和2年度前期農振変更申出、農業委員会資料ということで、こちらのほうを使わせていただきたいと思います。

除外の整理番号1番について説明いたします。

資料につきましては、3ページからになっております。

8ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図のほうを付けさせていただいております。

場所につきましては、高田町田尻字辺良田、地目は田、除外面積が3筆合計2,068平方メートルになっております。

申請理由におきましては、転用事業者は近隣で建設業を経営しており、今回申出地を貸建設用資材及び機械等置場にするために申出を行うものであります。以上、審議のほどをお願いいたします。

#### ○議長（徳永）

この件については、正副会長と3常任委員会の委員長で組織する農振除外等現地調査員からの調査結果の意見を申し上げます。

#### ○18番（池田）

先月29日、三役並びに委員長の6名、また事務局2名で申請書及び現地等を確認しましたが、問題はないと思われしますので、審議のほどよろしくお願いいいたします。以上です。

#### ○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号1番について説明及び報告がありました。何か御質問、

御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようです。計画変更・除外、整理番号1番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号1番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の除外、整理番号2番について説明してください。

**○農林水産課農政係（有富）**

除外の整理番号2番について説明いたします。

資料につきましては、13ページからになっております。

16ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等を付けています。

場所におきましては、瀬高町小川字寺中、地目については田んぼ、除外面積72平方メートルになっております。

申請理由におきましては、転用者は地主の息子であり、今回実家の近隣に自己用住宅を建設するために申出を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

**○議長（徳永）**

農振除外等現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

**○18番（池田）**

これも先月29日に8名で、現地並びに申請書を確認しましたが、何ら問題はないと思われ  
ますので、審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま計画変更の除外、整理番号2番について説明及び報告がありました。何か御質問、  
御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようです。計画変更・除外、整理番号2番は異議なしでよろしい  
ですか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号2番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の除外、整理番号3番について説明してください。

○農林水産課農政係（有富）

除外の整理番号3番について説明いたします。

資料におきましては、27ページからになっております。

31ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等を付けております。

場所におきましては、山川町清水字面口、地目畑、除外面積701平方メートルの内360平方メートルになっております。

申請理由におきましては、転用者は地主の息子であり、今回実家の近隣に自己用住宅を建設するために申出を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

○18番（池田）

これもまた先月29日に8名で現地と申請書を確認しましたが、何ら問題はないと思われま  
すので、審議のほどよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号3番について説明及び報告がありました。何か御質問、  
御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。計画変更・除外、整理番号3番は異議なしでよろしいで  
すか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号3番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の除外、整理番号4番について説明してください。

○農林水産課農政係（有富）

除外の整理番号4番について説明いたします。

資料におきましては、38ページからになっております。

42ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等を付けております。

場所におきましては、瀬高町文廣字石原、地目田、除外面積2,170平方メートルの内253平方メートルになっております。

申請理由におきましては、転用事業者は農業を営んでおり、今回申出地に自己用住宅を整備するために申出を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

**○議長（徳永）**

農振除外等現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

**○12番（木下）**

先月29日、農業委員6名、事務局2名で現地に出向きましたが、45ページの写真図のとおり既に建物が建っているということで、違反転用解消のためということで御理解していただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

**○議長（徳永）**

ただいま計画変更の除外、整理番号4番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようです。計画変更・除外、整理番号4番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号4番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の除外、整理番号5番について説明してください。

**○農林水産課農政係（有富）**

除外の整理番号5番について説明いたします。

資料におきましては、48ページからになっております。

52ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等を付けております。

場所におきましては、瀬高町大江字内屋敷、地目田、除外面積915平方メートルになりま

す。

申請理由におきましては、転用事業者は近隣にて土木業を経営しており、今回申出地を資材置場、車両置場にするために申出を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査員からの調査結果の意見ををお願いします。

○12番（木下）

これも29日、農業委員6名、事務局2名で申請書及び現地を確認しましたところ、何ら問題はないと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号5番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。計画変更・除外、整理番号5番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号5番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の除外、整理番号6番について説明してください。

○農林水産課農政係（有富）

除外の整理番号6番について説明いたします。

資料におきましては、61ページからになっております。

65ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等を付けております。

場所におきましては、高田町竹飯字中ノ町、地目は田、除外面積は160平方メートルになります。

申請理由におきましては、転用者は近隣にて花火業を経営しており、今回申請地を車庫・駐車場にするために申出を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

この件については、農振除外等現地調査員からの調査結果の意見ををお願いします。

**○12番（木下）**

これも29日、6名及び2名で現場へ行きました。写真をこれも見てもらおうとおり、既に車庫及び車を止めるところがあります。これも違反転用の解消という形でお願いしたいと思えます。よろしくをお願いします。

**○議長（徳永）**

ただいま計画変更の除外、整理番号6番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようです。計画変更・除外、整理番号6番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号6番を異議なしといたします。続きまして、計画変更の除外、整理番号7番について説明してください。

**○農林水産課農政係（有富）**

除外の整理番号7番について説明いたします。

資料におきましては、71ページからになっております。

76ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等を付けております。

場所におきましては、瀬高町小川字寺内、地目畑、除外面積515平方メートルになっております。

申請理由におきましては、転用者は筑後在住であり、今回実家の近隣に自己用住宅を建設するために申出を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

**○議長（徳永）**

農振除外等現地調査員からの調査結果の意見ををお願いします。

**○15番（河野）**

今事務局から説明ありましたとおり、ここも申請書のとおりでございます。問題ないと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号7番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。計画変更・除外、整理番号7番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号7番を異議なしといたします。続きまして、計画変更の除外、整理番号8番について説明してください。

○農林水産課農政係（有富）

除外の整理番号8番について説明いたします。

資料におきましては、83ページからになっております。

87ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等を付けております。

場所におきましては、瀬高町小川字川原、地目畑、除外面積915平方メートルの内470平方メートルとなっております。

申請理由におきましては、転用者は地主の娘とその家族であり、今回実家の隣に自己用住宅を建設するために申出を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

農振除外等現地調査員からの調査結果の意見ををお願いします。

○15番（河野）

こちらのほうも現地確認とかいたしまして、何ら問題はないと思えました。皆さんの御審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号8番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。計画変更・除外、整理番号8番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号8番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の編入、整理番号1番について説明してください。

○農林水産課農政係（有富）

編入の整理番号1番について説明いたします。

資料におきましては、93ページからになっております。

98ページから字図、位置図、箇所図、写真図を付けております。

場所におきましては、山川町甲田字出ヶ迫、地目畑、編入面積2筆で4,722平方メートルになっております。

当該地は、昭和61年旧山川町時代に農振地域整備を行った際に除外地となっておりましたが、現状は農地として使用しており、今回優良農地として維持管理を行っていくため、編入の手続を行うものであります。以上、審議のほどお願いします。

○議長（徳永）

現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

○9番（岡田）

10月29日に現地に行きましたけれども、別に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の編入、整理番号1番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。計画変更・編入、整理番号1番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の編入、整理番号1番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の編入、整理番号2番について説明をしてください。

**○農林水産課農政係（有富）**

編入の整理番号2番について説明いたします。

資料におきましては、102ページからになっております。

106ページから字図、位置図、箇所図、写真図を付けております。

場所におきましては、山川町甲田字二ツ尾、地目畑、編入面積3,685平方メートルになっております。

当該地は、昭和61年旧山川町時代に農振地域整備を行った際に除外地となっておりましたが、現状は農地として使用しており、今回優良農地として維持管理を行っていくために編入の手続を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

**○議長（徳永）**

現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

**○9番（岡田）**

29日に同じく行きましたけれども、ミカン山ということで別に問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

**○議長（徳永）**

ただいま計画変更の編入、整理番号2番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようです。計画変更・編入、整理番号2番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、計画変更の編入、整理番号2番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の編入、整理番号3番について説明をしてください。

**○農林水産課農政係（有富）**

編入の整理番号3番について説明いたします。

資料におきましては、110ページからになっております。

114ページから、字図、位置図、箇所図、写真図等を付けております。

場所におきましては、高田町竹飯字今城、地目雑種地、編入面積7,127平方メートルの内6,020平方メートルになっております。

当該地におきましては、平成8年旧高田町時代に農振地域整備を行った際に除外地となっておりましたが、現状は農地として使用しており、今回優良農地として維持管理を行っていくため、またハウスを建設して維持管理をしていくために編入手続を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

現地調査員からの調査結果の意見をお願いします。

○11番（嶋）

これも29日に8名で行ってまいりました。今詳しく説明がありましたとおりでございまして、私たちも別に問題ないと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の編入、整理番号3番について説明及び報告がございました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。計画変更・編入、整理番号3番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の編入、整理番号3番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の用途区分変更、整理番号1番について説明してください。

○農林水産課農政係（有富）

用途区分変更の整理番号1番について説明いたします。

資料におきましては、121ページからになっております。

124ページから字図、位置図、箇所図、写真図、計画図を付けております。

場所におきましては、瀬高町長田字二福龍、地目田、用途区分変更の面積、3,714平方メ



ートルの内101平方メートルになっております。

申請者は集落内に堆肥置場を整備しており、今回、近隣の迷惑にならないように、集落より離れた個所に整備を行うため申出を行うものであります。以上、審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

現地調査員からの調査結果の意見を申し上げます。

○11番（嶋）

これも29日に行ってまいりました。別に問題はないと思っております。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の用途区分変更、整理番号1番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。計画変更・用途区分変更、整理番号1番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の用途区分変更、整理番号1番を異議なしといたします。

それでは続きまして、3. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第1号 農地法第5条第1項第8号の規定による届出について、携帯基地局建設のための届出を1件受け付けております。事務局による現地調査を行いまして、問題ないことを報告いたします。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が26件出されております。内容については、自作が13件、設定が8件、所有権移転が4件、転用が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第3号、使用貸借解約通知について、届出が5件出されております。内容については、設定が3件、自作が2件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後2時30分 閉会